

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年4月30日
【会社名】	株式会社エスケーアイ
【英訳名】	S・K・I・CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒井 昌也
【本店の所在の場所】	名古屋市中区千代田五丁目21番20号
【電話番号】	052-262-4499
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 田川 正彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区千代田五丁目21番20号
【電話番号】	052-262-4499
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 田川 正彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年4月16日に東海財務局長に提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額」が平成27年4月30日に確定いたしましたので、金融商法取引方第24条の5第5項の規定に基づき提出するものであります。

2【訂正事項】

訂正箇所には____線を付しております。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

256,800,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所(ジャスダックスタンダード)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値、又は割当日終値(当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は1円未満の端数を切り上げる。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1株当たり 321円とする。

(後略)

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、1株当たり 161円とする。

(後略)

以上